科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号: 12601

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2016

課題番号: 25380131

研究課題名(和文)情報環境のスマート化の下での情報法の理論体系と価値調整に関する日米欧比較制度研究

研究課題名 (英文) Comparative Study of Information Law relating to Theoretical Schemes and Balancing of Values in Smart Information Environments in Japan, the United

States, and Europe

研究代表者

山口 いつ子 (Yamaguchi, Itsuko)

東京大学・大学院情報学環・教授

研究者番号:00262139

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文):本研究の成果として、(1)最近の情報環境の「スマート化」に牽引される先端的な技術動向が個人の自由・権利や社会制度等にもたらすインパクト、及び(2)情報法の理論体系の構築と諸価値間の調整のあり方に関する、さまざまな理論的ないし個別具体的課題を、日米欧の比較制度分析の方法を用いて検討したことを通じて、とりわけ、人工知能(AI)・モノのインターネット(IoT)・ロボティクス等の社会応用がグローバルな規模で進む中で、例えば、いわゆる「忘れられる権利」や「ユーザーの権利」等の新たな権利概念をめぐる対抗利益間のバランスのとり方の見直し(リバランス)の必要性に関する知見等を明らかにした。

研究成果の概要(英文):This research project examined the various theoretical and practical issues of information law relating to the recent cutting-edge technological trends in the "smart information environments, with using a comparative analysis of legal systems in Japan, the United States, and Europe. By doing so, this project has clarified the growing needs for rebalancing competing values and interests concerning a new conception of rights such as the so-called "right to be forgotten" and "user's rights" in the age of Al, IoT, and Robotics.

研究分野: 情報法・政策

キーワード: インターネット 人工知能 忘れられる権利 検索エンジン プライバシー 個人情報 著作権 表現の自由

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景として、まず何よりも「情報法」について説明しておくと、日本では 1960 年代以降に社会の情報化が進展し、そこでの諸課題に法分野横断的に対応するために発展してきたのが、「情報法」という新しいコンセプトである(このコンセプトについて、浜田純一『情報法』(有斐閣・1993 年)等を参照)。

特にインターネットの発達と普及が進んだ 1990 年代中旬以降、アメリカや欧州諸国 そして日本でも、例えば、ネット上の性的免 現や名誉毀損等の違法・有害な情報の流通に 対する規制、プロバイダー責任、プライバシー・個人情報保護、著作権等といった個別領域での諸課題に対して、既に存在する法をの 地での諸課題に対して、既に存在する法との 地での諸課題に対して、既に存在する法との 当所で解釈・適用することや、法改正などの 立法措置を講ずることを通じて、問題解決が 図られてきていた(本研究開始当初の情報 の展開について、例えば、宇賀克也・長谷部 表男編『情報法』(有斐閣・2012 年)、松井修 視編『レクチャー情報法』(法律文化社・2012 年)等を参照)。

もっとも、このように個別の領域での対応 措置が講じられてきたものの、情報に関び付る 多岐にわたる領域の法制度を互いに結び付けて、中長期的に方向付けていく共通の要あとは何かが、見え難くなっている状況があることは否定できない。言い換えれば、こう報法という一つの法カテゴリーとしての体でを支えている価値規範や原理原則とはべきを支えている価値規範や原理原則とはべきをあるのかについて、なお議論を詰めるべの理がある。畢竟するに、情報法は、その理論的体系化という点では、今日もなお成長途上にある。

そこで、本研究は、報告者が長期的目標とする情報法の理論体系の構築に向けて、その中核となる短期・中期的プロジェクトとして位置付けられるものとして、着想したものである。

2. 研究の目的

本研究は、「ユビキタス化」の進化形とも言える最近の情報環境の「スマート化」に牽引される先端的な技術動向が、個人の自由・権利や社会制度等にもたらすインパクトを探るとともに、グローバル化の中で共通の声とともに、グローバル化の中で共通の声とともに、グローバル化の中で共通を開いて、報告者がこれまでに積み重ねで方に、(1)情報法の基底にある諸価値をめクティカルなレベルでの、互いに対立する価値をあり、(2)上記(1)よりもプラティカルなレベルでの、互いに対立する価値の対応での、重いに対立する価値の対応である。というの理論をあぐる個別具体的な課題の対応、(3)上記(1)と(2)を総合して体系化するための理論枠組みに関する研究、という3つの軸での考察を、さらに拡充・深化させる

ことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究計画・方法の基本的な柱となるのは、 次の5つである。すなわち、日本、アメリカ、 欧州(主として EU とイギリス)の比較制度 分析の手法を用いた、近年の情報環境のスマ ート化の下での情報法の理論体系と諸価値 間の調整に関する、(1) 判例・法令・学説等の 文献研究、(2) 関連分野の研究者へのヒアリ ング調査、討論、及び本研究に対するレビュ 一、(3) スマート化に関する最新の技術動向 と、それが個人の自由・権利や社会制度にも たらすインパクト等に関する、情報科学・コ ンピュータ科学等の理工系や社会学・メディ ア研究等の人文社会系の研究者へのヒアリ ング調査、(4) 規制当局者や関連事業者など の実務者に対する、最新の制度改革動向、制 度の背景となる思想や実際の運用状況、自主 規制や技術的コントロール手段の利用につ いてのヒアリングを通じた実態調査、(5)本 研究の最終成果物のとりまとめ、である。

4. 研究成果

本研究の成果として、主に、4 年間の研究 期間中に発表した論文等で明らかにした知 見等の概要を、以下、時系列順にまとめてお く。

初年度の主な研究成果として、上記3つの軸のうちの2つ目の軸に重点を据えて基盤的なリサーチ等を行った結果、なかでも、新たな情報環境の下でのメディアの自由のあり方をめぐって、報道・取材の自由に関するリーディングケースとして今日でも重要な意義を有する最高裁昭和44年11月26日大法廷決定を読み直し、とりわけ、次の3点について検討を深める必要性を指摘した。

すなわち、一個人でもネット上で不特定多数への情報発信が容易となった近年の情報環境の下で、取材の自由と公正な裁判の実現という対抗利益間の調整枠組みに関する議論を深化させていくためには、(1)従来型のマス・メディアが今日もなお果たすべき固有の社会的役割とは何か、(2)その役割に応うるのか、また、(3)もし認めるのであれば、かかる特権の根拠・主体・対象情報の範囲であいた規定するか、といった点が改めて問われるべきである(後掲欄〔雑誌論文〕④の「取材フィルムの提出命令と取材の自由」を参照)。

2年目には、上記の3つの軸のうちの1つ目と2つ目の軸に力点を置いた。主な研究成果として、以下の2つが挙げられる。

第1に、スマート情報環境におけるプライ バシー保護とメディアの権力チェック機能

のあり方について、(1)国家がグローバルな 規模において不可視な形で行う個人データ のサーベイランスに対しては、「実効的かつ 国境を越えたチェック」が喫緊に求められる 中で、(2)しばしば対立的に捉えられるオー プンガバメントとプライバシーという概念 は、情報という観点から見れば密接な関係に あるとともに、(3)ときに脆弱と批判される 日本の個人情報保護制度の中でも、公的部門 での開示請求に関する仕組みが、上記の権力 チェックのための道具となる未開拓の可能 性を持つこと、等を指摘した(後掲欄〔学会 発表〕 ⑨の「The Checking Value in "Information Privacy" Concept」、及び〔雑 誌論文〕③の「Protecting Privacy against Emerging "Smart" Big Data Surveillance 等を参照)。

第2に、ネット上での「忘れられる権利」 をめぐって、2014年の EU 司法裁判所先決裁 定では、(1)いかなる判断基準と根拠に基づ いて、①EU 個人データ保護指令がアメリカに 所在地がある検索エンジン事業者に対して 適用される上に、②合法的に公表された情報 までも検索エンジン事業者が削除を義務付 けられるとされたのかを、この事件の法務官 意見と比較しながら明らかにするとともに、 (2) その後の EU 個人データ保護規則案に関す る動向や検索エンジン事業者による対応策 についても分析を加えることを通じて、こう した EU 法の下での個人データ保護とその対 抗利益間の「公正なバランス」の実現に向け た試行錯誤が日本法に持ちうる示唆を探っ た (後掲欄〔学会発表〕⑧、及び〔図書〕④ の「EU法における『忘れられる権利』と検索 エンジン事業者の個人データ削除義務」を参

3 年目には、判例分析等の基盤的なリサーチと海外現地調査に加えて、日本語での最終成果物のとりまとめにも着手した結果、主な研究成果として、以下の2つが挙げられる。

第1に、本研究の上記の3つの軸のうちの 1つ目と2つ目に関して、近年の「モノのイ ンターネット (Internet of Things: IoT) |・ 人工知能(Artificial Intelligence: AI)・ ビッグデータ解析等の先端的な情報技術の 利用拡大に伴い注目されつつある新たな権 利概念として、(1)EU 法における「忘れられ る権利」、及び、(2)アメリカ著作権法のフェ アユースやカナダ・イギリス著作権法のフェ アディーリング等の権利制限規定に関連し て論じられている「ユーザーの権利」につい て、諸外国での議論の高まりとその課題を明 らかにするとともに、比較法的考察から引き 出される今後の日本法への示唆をまとめた (前者につき、後掲欄〔雑誌論文〕①の別冊 NBL 掲載論文・②のジュリスト掲載「鼎談」・ [学会発表] ⑤の「次世代 AI 時代のプライ バシーと『忘れられる権利』」等、後者につ いて〔図書〕②の「グローバル情報環境にお ける著作権と表現の自由とのバランス」を参照)。

第2に、本研究の上記の3つの軸の全てに かかわる成果として、後掲欄〔図書〕①の共 編書『インターネット法』所収の単著「イン ターネットにおける表現の自由」では、従前 のメディア別に組み立てられてきた法構造 の中で、新たに登場したインターネットにお ける表現・情報の自由と規制のあり方を考え る際に、何が必要となるかを探求した。すな わち、既存の法をいかに解釈・適用して問題 を解決するかという視点のみならず、ネット を通じて人々が実現したい価値や利益とは 何かを改めて問いかけ、その実現手段として 講じられたはずの法規制・自主規制・技術的 措置等が、関係主体間の複雑な相互作用の下 で、本来期待された機能を果たしているかを 不断にチェックして、時に大胆に見直してい くというスタンスが必要となることを、ネッ ト選挙運動解禁・情報流通における中間媒介 者の責任・ネットワーク中立性等の具体的争 点の分析を通じて、結論付けた。

最終年度には、本研究の上記の3つの軸の全般に関する最終成果物として3年目にまとめた論文・図書等の成果を踏まえて、国内外でのプレゼンテーションにも積極的に取り組んだ結果、主な成果として、以下の2つが挙げられる。

第1に、アメリカでの約10週間の在外研 究やカナダでの講演等を通じて、関連分野の 研究者・実務者等との討論・調査・レビュー 等を効率的に行うことができた。なかでも、 近年、AI・IoT・ロボティクス等のスマート な情報技術の社会応用がグローバルな規模 で進む中で、社会的な関心が高まっている 「忘れられる権利」等の新たな権利概念につ いて、具体的にいかなる価値・利益に仕える べきものなのかを比較制度分析によって精 査した上で、関連する個別課題をめぐる対抗 利益間の調整における従来のバランスのと り方が果たして最善なのかという見直し-つまり、rebalancing―も検討しておく必要 があること等を、明らかにした(後掲欄〔学 会発表〕④の「"Right to be Forgotten" of What & "Users' Rights" for Whom?」等 を参照)。

第2に、検索事業者に対する検索結果削除請求に関する最高裁平成29年1月31日決定において示された判断基準の意義と今後の具体的な適用の場面での課題をめぐって、EU・アメリカにおける関連事例との比較考察を行い、新たな課題への対応のあり方において日本法にしばしば見出せる特徴の一つともいえる「折衷的(eclectic)」なスタンスが、本決定にも通底していること等を指摘した(後掲欄〔学会発表〕①の「Rebalancing Competing Values relating to the Right to be Forgotten and Users' Rights」、及び②の「インターネット上の表現をめぐる法的課

題について (諸外国の動向を踏まえて)」等 を参照)。

最後に、今後の展望として、本研究で明らかとなった知見等を踏まえて着想した、科研費・基盤研究(C)「次世代 AI・IoT 時代の情報法におけるコア原理とリバランスに関する日米欧比較研究」(平成 29 年度から 33 年度までの予定、研究代表者:山口いつ子)の実施等を通じて、本研究の内容・方法等をさらに拡充・深化させていくこととしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

- ① 山口いつ子、「EU 法における『忘れられる権利』と検索エンジン事業者の個人データ削除義務――グーグル・スペイン社事件 EU 司法裁判所 2014年5月13日先決裁定を手掛かりにして」、堀部政男編著、『情報通信法制の論点分析』、別冊 NBL、査読無、153号、2015年12月、181-196頁〔後掲〔図書〕④の総務省情報通信政策研究所『情報通信法学研究会報告書』(2015年3月)63-77頁掲載原稿に補遺を追加〕。
- ② 宍戸常寿・門口正人・<u>山口いつ子</u>、「HOT issue [鼎談] インターネットにおける表現の自由とプライバシー―検索エンジンを中心として」、ジュリスト、査読無、1484号、2015年、ii-v頁、68-80頁。
- ③ <u>Itsuko Yamaguchi</u>, *Protecting Privacy against Emerging "Smart" Big Data Surveillance: What can be Learned From Japanese Law?*, PERCORSI COSTITUZIONALI, 查読無, No. 1, pp. 193-204 (2014).
- ④ <u>山口いつ子</u>、「取材フィルムの提出命令と 取材の自由――博多駅事件」「最高裁昭和 44 年 11 月 26 日大法廷決定〕、長谷部恭 男・石川健治・宍戸常寿編、『憲法判例百 選 I (第 6 版)』、別冊ジュリスト、査読 無、217 号、2013 年、166-167 頁。

〔学会発表〕(計 9 件)

- ① Itsuko Yamaguchi, Rebalancing Competing Values relating to the Right to be Forgotten and Users' Rights: Toward a New Conception of Rights in the Age of AI, IoT, and Robotics, Lecture at Centre for Japanese Research and Peter A. Allard School of Law Centre for Asian Legal Studies, The University of British Columbia, 2017年3月29日, The University of British Columbia (Vancouver, BC, Canada).
- ② <u>山口いつ子</u>、「インターネット上の表現を めぐる法的課題について(諸外国の動向 を踏まえて)——最高裁平成29年1月 31日決定後のプライバシー・『忘れられ

- る権利』に関する対抗利益間の調整におけるリバランス?」、司法研修所 平成 28 年度建築・IT 基礎研究会/平成 28 年度特別研究会8(インターネット関連事件)、2017 年 3 月 15 日、司法研修所(埼玉県和光市)。
- ③ <u>山口いつ子</u>、「ビッグデータ・AI時代の情報法制」、東京大学学術俯瞰講義「ビッグデータ時代の人工知能学と情報社会のあり方」、2017年1月12日、東京大学駒場キャンパス(東京都目黒区)。
- ④ Itsuko Yamaguchi, Right to be Forgotten" of What & "Users' Rights" for Whom?: A New Conception of Rights in the Age of Next-Generation AI & IoT, The University of Michigan Law School, SJD/RS Colloquium, 2016年10月6日, The University of Michigan Law School (Ann Arbor, Michigan, The United States).
- ⑤ 山口いつ子、「次世代 AI 時代のプライバシーと『忘れられる権利』――対抗利益間の調整における公正なバランスに向けて」、司法研修所 平成 27 年度ミニ研究会「インターネット上のプライバシー権侵害事案への対応」、2016 年 3 月 16 日、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎(東京都千代田区)。
- ⑥ Itsuko Yamaguchi, Why we need User-protection, Privacy, & Free Flow of Information on the Internet: A Mixed Blessing of the Smart Big Data Technology?, Collaborative Workshop with Google: Achieving User-protection, Privacy, and Free Flow of Information on the Internet, 2015 年 5 月 25 日,東京大学本郷キャンパス(東京都文京区).
- ① Itsuko Yamaguchi, The Checking Value in "Information Privacy" Concept: What Lesson can be Drawn from Japanese Law's Eclectic Approach in-between the U.S. and EU Law in the Smart Media and IT Environment?, Harvard College in Asia Program「東京カンファレンス 2015」、2015年3月16日、東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)。
- ⑧ 山口いつ子、「EU 法における『忘れられる権利』と検索エンジン事業者の個人データ削除義務――グーグル・スペイン社事件 EU 司法裁判所 2014 年 5 月 13 日先決裁定を手掛かりにして」、総務省情報通信政策研究所 第 16 回情報通信法学研究会、2014 年 12 月 15 日、総務省情報通信政策研究所(東京都千代田区)。

IT Environment?, The International Association of Constitutional Law (IACL), The IXth World Congress, 2014年6月19日, The University of Oslo (Oslo, Norway), pp. 1-8, https://www.jus.uio.no/english/research/news-and-events/events/conferences/2014/wccl-cmdc/wccl/papers/ws14/w14-yamaguchi.pdf.

[図書] (計 4 件)

- ① 松井茂記、鈴木秀美、<u>山口いつ子</u>編、『インターネット法』、2015 年、総頁数 369 頁、「<u>山口いつ子</u>、「インターネットにおける表現の自由」、25-52 頁〕。
- ② 小泉直樹、田村善之編集委員、『はばたき —21世紀の知的財産法 [中山信弘先生 古稀記念論文集]』、2015年、総頁数 1087 頁、[山口いつ子、「グローバル情報環境 における著作権と表現の自由とのバラン ス」、609-626 頁]。
- ③ 西垣通、伊藤守編著、『よくわかる社会情報学』、2015年、総頁数 217頁、〔<u>山口いつ子</u>、「第 10 章 「法・政策と情報――総論」、154-157頁〕。
- ④ 総務省情報通信政策研究所、『情報通信法学研究会報告書』、2015年、総頁数273頁、〔山口いつ子、「EU 法における『忘れられる権利』と検索エンジン事業者の個人データ削除義務――グーグル・スペイン社事件EU司法裁判所2014年5月13日先決裁定を手掛かりにして」、63-77頁〕。

[その他]

ホームページ等

http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/faculty/yamaguchi_itsuko

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

山口 いつ子 (YAMAGUCHI, Itsuko) 東京大学・大学院情報学環・教授 研究者番号:00262139

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携分担者 なし